(6)歯・口腔の健康

歯と口腔の健康は、口から食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、身体的な健康の みならず、精神的、社会的な健康にも大きく寄与します。

歯の喪失による咀嚼機能や構音機能の低下は多面的な影響を与え、最終的に生活の質に大き く関連します。

8020運動は、超高齢社会の進展を踏まえ、さらなる取組が必要です。

歯の喪失の主要な原因疾患は、う蝕(むし歯)と歯周病であり、歯と口腔の健康のためには、う蝕と歯周病の予防が重要です。

ア 口腔機能の維持・向上

現状と課題

口腔機能は、日常生活を営むために不可欠な摂食と構音に密接な関連があり、健康寿命の延伸 や生活の質に大きな関連があります。

口腔機能の低下は、虚弱高齢者や要介護高齢者では低栄養を招くリスク要因の一つとなり、生命予後にも大きな影響を与えます。生涯を通じて健やかな日常生活を送る上で、咀嚼機能をはじめとする口腔機能は大きな役割を果たすため、中高年になっても若年期と同程度の機能を維持することが必要です。

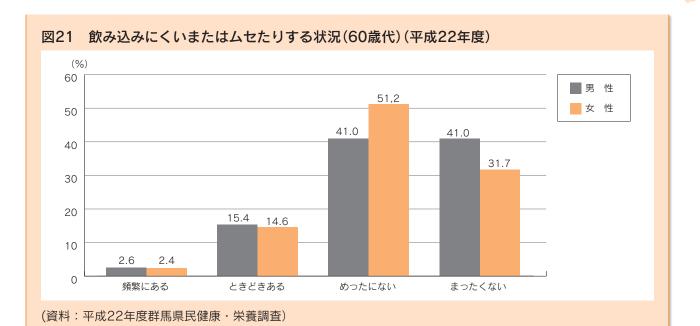
また、近年の子どもを取り巻く食環境の変化から、乳幼児時期の咀嚼力の低下や口腔機能発育 不良等として表面化しています。幼児や学童の不正咬合や歯列不正、咀嚼能力の低下などの問題 については、今後取り組むべき課題となっています。

平成22年度群馬県民健康・栄養調査によると、「飲み込みにくい」または「食事中にムセたりする」 ことが「めったにない」「まったくない」をあわせた割合は、60歳代では男性82%、女性82.9%と なっています。

図20 3歳児の不正咬合等の状況



(資料:母子保健事業報告)



目指すべき方向

① 生涯を通じて健康な歯と口腔で食事がとれるよう、口腔機能を維持する。

◎指標と目標値

指標項目	現状	目標
①3歳で不正咬合等が認められる者の減少 (資料:平成23年度母子保健事業報告)	11.3% (平成23年度)	10% (平成34年度)
②60歳代で食事中にムセたりすること がない者の割合の増加 〔資料:平成22年度群馬県民健康・栄養調査〕	82.6% (平成22年度)	85% (平成34年度)

取り組むべき施策

〔県〕

- ① 乳幼児期から口腔機能の正常な発育を促すための哺乳や離乳食のすすめ方等の正しい知識の 普及に努めます。
- ② 高齢者における口腔機能の低下は、野菜摂取量の低下と有意な関連性があることから、中高 年の口腔機能の維持・向上を図るため、よく噛んで食べることの重要性を推進し、歯科から食 べ方支援をするなど口腔機能維持向上のための施策を推進します。

〔市町村〕

- ① 乳幼児期において、口腔機能に関する保護者の相談に応じるための各種相談事業を開催する など、健全な口腔機能の発育を支援する事業の実施に努めます。
- ② 高齢者の口腔機能の低下を予防し、健全な口腔機能の維持・回復を図るための事業の実施に 努めます。

[歯科保健関係者:歯科医師、歯科衛生士等]

- ① 歯や口腔の発達に応じた食べ方の指導や高齢者の食べる機能の維持・回復のための指導に努めます。
- ② 県民が生涯を通じて主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう関係団体等と連携し支援に努めます。

イ 自分の歯を保つ

現状と課題

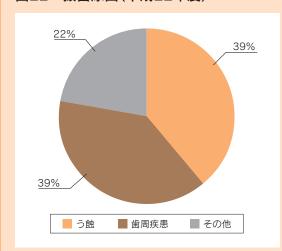
よく噛んで食べることは、全身の健康によい影響を与えます。また、歯の喪失と寿命との間に 有意な関連性があることが疫学研究によって明らかになっています。

これまで、8020運動により自分の歯を保つことを推進してきましたが、平成22年度群馬県 抜歯原因調査(群馬県・群馬県歯科医師会)によると、抜歯の原因の8割が歯周病とう蝕であり、 より早い年代から自分の歯を保つためにう蝕と歯周病予防対策を講ずる必要があります。

平成23年度成人歯科保健実態調査(群馬県・群馬県歯科医師会)によると、80歳で20歯以上の 自分の歯を有する者の割合は、増加傾向となっています。

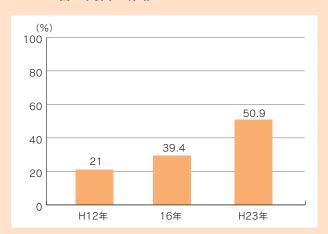
この調査は、県内歯科医療機関における患者(初診患者)を対象としており、全国の調査結果 (H21:26.8%)と比較するとよい結果となっています。

図22 抜歯原因(平成22年度)



(資料:平成22年度群馬県抜歯原因調査結果)

図23 80歳で20歯以上の自分の歯を有する 者の割合の推移



(資料:成人歯科保健実態調査)

目指すべき方向

① 80歳になっても自分の歯を20歯以上保ち、生涯を通じて歯と口腔の健康を保持する。

◎指標と目標値

指標項目	現状	目標
①80歳で20歯以上の自分の歯を有する 者の割合の増加 〔資料:平成23年度成人歯科保健実態調査〕	50.9% (平成23年度)	60% (平成34年度)
②60歳で24歯以上の自分の歯を有する 者の割合の増加 〔資料:平成23年度成人歯科保健実態調査〕	68.5% (平成23年度)	80% (平成34年度)
③40歳で喪失歯のない者の割合の増加 〔資料:平成23年度成人歯科保健実態調査〕	58.5% (平成23年度)	75% (平成34年度)

取り組むべき施策

[県]

- ① 県民の歯の早期喪失を防止するための「8020運動」を推進します。
- ② 歯科口腔保健の正しい知識について、県民への情報提供に努めます。

〔市町村〕

① 住民へ歯科保健の重要性を普及啓発するとともに、「8020運動」を推進します。

[歯科保健関係者:歯科医師、歯科衛生士等]

- ① 市町村や事業所が実施する歯科検診事業に協力するよう努めます。
- ② 歯科保健関係職種の資質向上に努めます。

ウ 歯周病を有する者の減少

現状と課題

歯周病は、日本人の歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、近年、歯周病と糖尿病や循環 器疾患との関連性について指摘されていることから、歯周病予防は成人期以降の重要な健康課題 の一つです。

平成23年度成人歯科保健実態調査(群馬県・群馬県歯科医師会)によると、歯周病が進行してい る者の割合は、35歳以上44歳未満の者で約40%、45歳以上54歳未満の者で約50%となってお り、各年齢階級で前回調査に比べて増加しています。

図24 歯周病が進行している者の割合(平成23年度) 60 ■ 35~44歳 50.0 45~54歳 50 40.0 40 30 20 12.4 7.9 10 0 進行した歯周炎 (コード3以上) 所見なし (資料:平成23年度成人歯科保健実態調査)

目指すべき方向

- ① 県民一人一人が、かかりつけ歯科医を持ち、歯石除去や歯面清掃を定期的に受ける。
- ② 歯肉炎や歯周炎になることなく、健康な歯肉を維持するために必要な知識を持つ。

◎指標と目標値

指標項目	現 状	目標
①17歳における歯肉に炎症所見を有する者の減少 (資料:平成23年度学校保健統計調査)	32.2% (平成23年度)	20% (平成34年)
②40歳代における進行した歯周炎を有する者の減少 (資料:平成23年度成人歯科保健実態調査)	40% (平成23年度)	30% (平成34年)
③40歳代における歯石除去や歯面清掃 を定期的に受ける者の割合の増加 〔資料:平成23年度成人歯科保健実態調査〕	24% (平成23年度)	40% (平成34年)
④40歳代で歯間清掃用具を使用する者の割合の増加〔資料:平成23年度成人歯科保健実態調査〕	34.4% (平成23年度)	50% (平成34年)
⑤50歳代における進行した歯周炎を有する者の減少 (資料:平成23年度成人歯科保健実態調査)	50% (平成23年度)	40% (平成34年)
⑥喫煙により歯周病にかかりやすくなる ことを知っている者の割合の増加 〔資料:平成22年度群馬県民健康・栄養調査〕	43.5% (平成23年度)	100% (平成34年)

取り組むべき施策

[県]

- ① 歯周疾患予防のための正しい知識の普及啓発に努めます。
- ② 市町村で実施する健康増進事業(歯周疾患検診)の実施を支援します。
- ③ 成人を対象とした歯科検診の機会の確保とその推進に努めます。
- ④ 地域保健と職域保健との連携を図り、支援体制づくりに努めます。

〔市町村〕

① 成人を対象とした歯科検診事業や健康教育、健康相談事業の実施をするなど住民へ歯科保健 の重要性を普及啓発するとともに、歯周病を早期に発見し、予防できる体制の整備に努めます。

〔事業主〕

① 各事業所において、労働者の歯の健康保持増進を図るため、歯科検診等の実施に努めます。

[歯科保健関係者:歯科医師·歯科衛生士等]

- ① 市町村が実施する歯周疾患検診や健康教育、健康相談等に協力するよう努めます。
- ② かかりつけ歯科医を持つことの必要性の啓発に努めます。
- ③ 歯周病予防の最新情報の収集に努め、情報の提供に努めます。

エ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加

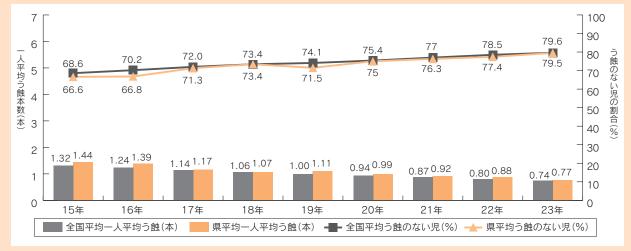
現状と課題

本県におけるう蝕保有状況は、大きく改善しており、3歳児でう蝕のない者の割合は79.5% (H12:61.5%)に達しています。(平成23年度母子保健事業報告(3歳児歯科健康診査))

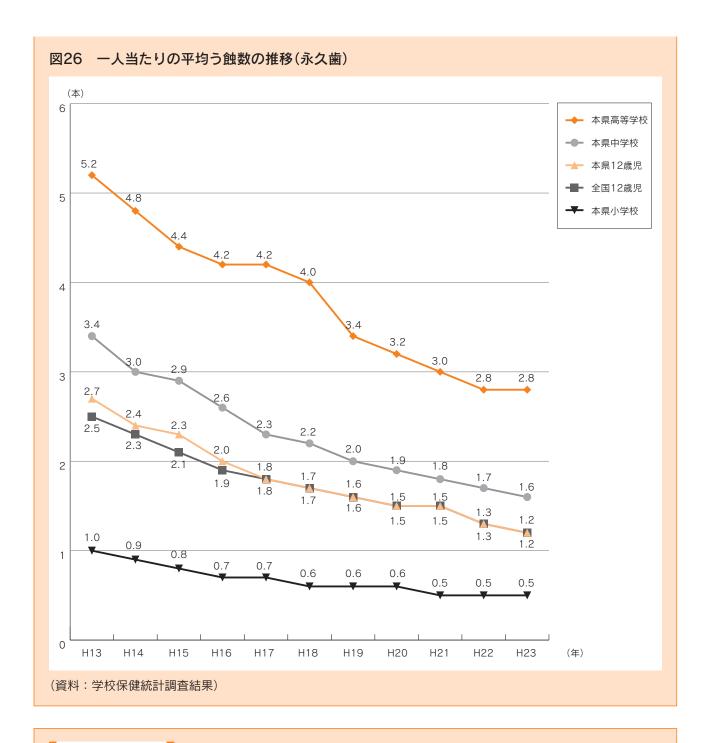
一方、平成23年度学校保健統計調査によると、12歳児の一人平均う蝕数は1.2本(H13:2.7本) まで減少しています。

しかし、例えば、3歳児でう蝕のない者の割合を市町村別で見ると、最大値86.5%、最小値 51.5%と35ポイントの差が生じています。

図25 3歳児歯科健康診査結果の推移(乳歯)



(資料:母子保健事業報告)



目指すべき方向

- ① 定期的な歯科検診体制を整え、乳歯のう蝕を予防する。
- ② 県民がう蝕で歯を失わないように、う蝕予防に必要な正しい歯科保健知識をもつ。

◎指標と目標値

指標項目	現状	目標
①3歳でう蝕のない児の割合の増加〔資料:平成23年度母子保健事業報告〕	79.5% (平成23年度)	85% (平成34年)
②3歳までにフッ化物歯面塗布を受けて いる児の割合の増加 〔資料:平成23年度母子保健事業報告〕	65.7% (平成23年度)	75% (平成34年)
③3歳児の間食として甘味食品・飲料を 1日3回以上飲食する児の割合の減少 〔資料:平成23年度母子保健事業報告〕	24.5% (平成23年度)	15% (平成34年)
④3歳までに3回以上フッ化物歯面塗布 を実施している市町村の割合の増加 〔資料:平成23年度母子保健事業報告〕	80% (平成23年度)	90% (平成34年)
⑤12歳児の一人平均う蝕数の減少 〔資料:平成23年度学校保健統計調査〕	1.2本 (平成23年度)	0.9% (平成34年)
⑥フッ化物洗口を実施する市町村の割合 の増加 〔資料:平成24年度保健予防課調べ〕	45.7% (平成24年度)	70% (平成34年)

取り組むべき施策

〔県〕

- ① う蝕予防のための正しい知識の普及に努めます。
- ② 市町村等で実施する乳幼児健診においてフッ化物歯面塗布やフッ化物洗口が実施されるよう 支援します。
- ③ 乳幼児、学齢期におけるう蝕の状況等における市町村格差を縮小するための情報収集分析 し、提供するとともに、地域の実情に応じて市町村や学校等への技術的支援に努めます。

〔市町村〕

① 乳幼児健診において、う蝕予防効果の高いフッ化物歯面塗布や、間食指導の充実を図るなど 乳歯のう蝕予防対策に努めます。

〔学校〕

- ① 児童・生徒の健全な歯と口腔の健康づくりのため、正しい歯科保健知識を付与するための歯 科保健教育に積極的に努めます。
- ② 学校歯科医等と連携し、児童・生徒の歯と口腔の健康づくりに努めます。
- ③ 児童・生徒が歯科保健活動に主体的に取り組める場の提供に努めます。

[歯科保健関係者:歯科医師、歯科衛生士等]

- ① 市町村や学校等で実施される歯科検診事業等に協力します。
- ② フッ化物歯面塗布等の取り組みを積極的に支援します。
- ③ かかりつけ歯科医として、必要な歯科治療を勧め、定期的な歯科検診やフッ化物歯面塗布・シーラントなどの予防処置を行い、う蝕予防に努めます。
- ④ 保護者、学校、関係団体等に対して、歯と口腔の健康づくりに効果的な予防策の助言や事業 の提案に努めます。

〔栄養改善関係者:管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員等〕

- ① 歯を丈夫にする食生活や砂糖が含まれる食品や飲み物について、知識の普及に努めます。
- ② 良く噛んで食べることの大切さや噛みごたえのある食べ物について、知識の普及と食べ方の 調整技術の向上に努めます。

オ 歯科検診の受診者の増加

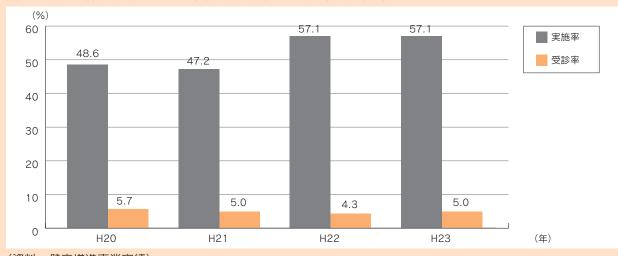
現状と課題

定期的な歯科検診による継続的な口腔管理は、歯と口腔の健康状態に大きく寄与しており、特に、成人期の歯周病予防に重要な役割を果たしています。

成人期の歯周病を予防し、歯の喪失を抑制することにより、生涯を通じて円滑な口腔機能を営むことが可能となります。

しかし、本県内の健康増進事業における歯周疾患検診を実施している市町村は20市町村、実施 市町村全体における受診率は5%の低率にとどまっています。(平成23年度健康増進事業実績)

図27 健康増進事業における歯周疾患検診の実施率と受診率



(資料:健康増進事業実績)

目指すべき方向

- ① 県民が定期的な歯科検診や歯科保健指導を受ける。
- ② 歯周病を早期に発見し、予防ができるよう歯周疾患検診事業を実施する。
- ③ 障害者や要介護老人等が歯科疾患を早期に発見できるよう歯科検診を実施する

◎指標と目標値

指標項目	現状	目 標
①40歳代でかかりつけ歯科医をもつ人の 割合の増加 〔資料:平成23年度成人歯科保健実態調査〕	81.4% (平成23年度)	90% (平成34年度)
②健康増進事業における歯周疾患検診を 実施する市町村の増加 〔資料:平成23年度健康増進事業実績〕	57.1% (平成23年度)	80% (平成34年度)
③定期的な歯科検診を受ける人の割合の 増加 〔資料:平成23年度成人歯科保健実態調査〕	26.4% (平成23年度)	40% (平成34年度)
④妊婦を対象とした歯科検診を実施している市町村の増加 (資料:平成23年度保健予防課調べ)	34.3% (平成23年度)	50% (平成34年度)

取り組むべき施策

〔県〕

- ① 成人を対象とした歯科検診の機会の確保に努めます。
- ② 地域保健と職域保健との連携を図り支援体制整備に努めます。
- ③ 歯科保健に関する最新の情報や国の動向等情報収集に努め、歯科保健調査を行うなどし、関係団体や関係機関へ情報を提供します。

〔市町村〕

① 歯周病の早期発見、予防のために歯周疾患検診等の歯科保健事業の実施に努めます。

[歯科保健関係者:歯科医師、歯科衛生士等]

- ① 市町村や事業所等が実施する歯科検診に協力します。
- ② 歯科保健指導技術の向上のため、関係職種の資質向上に努めます。
- ③ 歯科疾患予防に関する最新の情報等を収集し、わかりやすい情報提供に努めます。

県民の皆さんの取組

- ●かかりつけ歯科医を持ち、定期歯科検診、歯科保健指導、予防処置(フッ化物歯面塗布や歯石除去など)を受けます。
- ●市町村や事業所が実施する歯科検診事業への参加に努めます。
- ●日頃から丁寧な歯磨きを心がけます。
- ●フッ化物配合の歯磨き剤を使用します。
- ●歯と歯の間の汚れを落とすためにデンタルフロス(糸ようじ)や歯間ブラシを使用します。
- ●規則的な食生活あるいは3度の食事を規則的にしつかり食べます。
- ●砂糖が含まれる食品や飲み物を飲食する回数を減らします。
- ●食事の際には、よく噛んで食べるよう心がけます。